

# 要介護状態区分の目安

※状態の説明はあくまで目安です。

要介護状態区分	おおむねの心身の状態
非該当	歩行や起き上がりなどの日常生活動作を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用など身の回りのことも手助けなく行える状態。
要支援1	日常生活動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、要介護状態にならないよう、身の回りのことについて何らかの支援を必要とする状態。
要支援2	要支援1の状態より、基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要な状態。身の回りのことに部分的な手助けが必要ではあるが、現状維持や改善が見込まれる状態。
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により部分的な介護が必要な状態。
要介護2	立ち上がりや歩行が自力では難しく、排泄・着脱など身の回りのことに部分的な介護が必要な状態。
要介護3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作を自力で行うことが困難で、身の回りのことにほぼ全面的な介護が必要となる状態。
要介護4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
要介護5	ほぼ寝たきりの状態で意思の疎通も難しく、介護なしには日常生活を行うことがほぼ不可能な状態。